

1. 件名：日本原燃(株)再処理事業所（再処理設備本体等）の使用前事業者検査における検査方法等についての面談

2. 日時：令和2年10月5日 15時00分～16時20分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、村尾企画調査官、早川上席原子力専門検査官、千葉管理官補佐、佐山主任原子力専門検査官、大和田主任原子力専門検査官、館内主任原子力専門検査官、柳原子力専門検査官、清水検査技術専門職、岡田技術参与、小泉技術参与

核燃料施設審査部門 古作企画調査官

日本原燃（株）再処理事業部 事業者検査課長 他5名

5. 要旨

○日本原燃（株）から、使用前事業者検査における検査方法等について、資料に基づき以下の説明があった。

- ・再処理施設において想定される主な劣化事象と対象機器例を挙げ、それぞれ劣化の影響評価した結果を元に点検計画への反映の要不要と、点検計画への反映状況をまとめた。
- ・劣化事象は、日本原子力学会 原子力発電所の高経年化対策実施基準を元に主なものを抜き出したもの。本資料には例示していないが、高経年化に係るもの以外の劣化事象も想定される。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・当該資料が設備の健全性の評価に係る基本的な考え方に関する想定される劣化事象を整理したものであるならば、劣化事象は、高経年化に係るものだけでなく、施設管理の観点でのそれ以外の劣化も含めてどのように抽出し、整理しているのか、全体像がわかるように説明すること。
- ・また、劣化事象の進展をどのような方法で評価し、その結果をどのように点検計画に反映するのか不明なため、影響評価は、評価の内容、評価基準を含めてプロセスが分かるように説明すること。
- ・点検計画については、反映事項だけでなく、反映前の点検計画の内容、その計画に基づく点検実績及び保全の有効性評価の内容も含めて説明すること。また、新たに追加した検査対象機器、点検項目等に関する点検実績についても説明すること。

- ・ 次回の面談では、いままでの確認内容を踏まえ、使用前事業者検査の実施方針（使用前事業者検査を実施するに当たっての枠組み、基本的な考え方、現時点における工事及び検査の全体工程）について説明すること。
- ・ 現在の板厚の寸法検査において、最小厚さに腐食代を加えたものから評価減肉量を差し引いた値を判定の基準とする技術的根拠を示すこと。

○日本原燃（株）から、承知した旨回答があった。

## 6. その他

資料：再処理施設において想定される主な劣化事象に対する点検計画への反映